

みんなで育む手話のまち守口市手話言語条例をここに公布する。

令和8年3月25日

守口市長 瀬 野 憲 一

## 守口市条例第5号

### みんなで育む手話のまち守口市手話言語条例

手話は、ろう者にとって大切な言語です。

手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切なコミュニケーションのための手段です。

手話は、音声言語と異なり、手指や体の動き、表情により視覚的に表現する言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできました。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかった時代があったことや、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得たり、円滑なコミュニケーションをとることが困難でした。

こうした中、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者基本法等」と総称する。）において、手話が言語として位置付けられたことにより、手話に対する理解は広がりつつありますが、まだ十分とは言えません。

本市においても、手話の理解とその普及を通じて、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

ここに、私たちは、「手話は言語である」と認識するとともに、障害者基本法等の理念に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず基本的人権を有する個人として尊重され、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、更なる努力を続けることを決意し、この条例を制定します。

（目的）

**第1条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者とが共生することができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ろう者 手話を主なコミュニケーションのための手段として用いる聴覚障害者をいう。

- (2) 市民 市の区域内に居住し、在職し、又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 手話が言語であることを認識し、ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話の普及並びに手話及びろう者に対する理解の促進に努めるとともに、ろう者が様々な場面で手話によるコミュニケーションをとることができ、自立した日常生活及び地域における社会参加が保障されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

**第5条** 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、ろう者と手話でコミュニケーションをすることにより、ろう者とろう者以外の者とが共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、手話の意義及び第3条に定める基本理念に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

**第7条** 市は、次に掲げる事項を基本として、手話に関する施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及並びに手話及びろう者に対する理解の促進に関する事項
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、手話に関する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

**第8条** 市は、学校において児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

2 市は、学校教育の場を通じて手話に対する理解の促進及び普及に努めるものとする。

(意見の聴取)

**第9条** 市は、ろう者及び手話による意思疎通の支援を行う者その他関係団体から意見を聴き、手話に関する施策を推進するものとする。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。